

議案第35号

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

国民健康保険の被保険者である被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその感染が疑われ、労務に服することができない場合について傷病手当金を支給することに関し、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例

南風原町国民健康保険条例（昭和47年南風原村条例第60号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、同条の次に次の1条並びに見出し及び2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金（法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。）を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナ

ウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により本町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

南風原町国民健康保険条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u> 第1条 （略） <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u> 第2条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金（法第58条第2項の傷病手当金をいう。以下同じ。）を支給する。 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、	附 則 （略）

改正後	改正前
<u>5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</u> <u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u> <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）</u> <u>第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u> <u>第4条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けること</u>	

改正後	改正前
<u>ができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u> <u>2 前項の規定により本町が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u>	